

丸 亀 市 入 札 心 得

(電子入札以外の案件用)

(総則)

第 1 条 市の建設工事に係る制限付き一般競争入札及び指名競争入札、測量・建設コンサルタント業務等に係る指名競争入札並びに物品供給等に係る指名競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、法令（条例等を含む。）及び指示事項に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般的事項)

第 2 条 制限付き一般競争入札又は指名競争入札に参加できる者（以下「入札参加資格者」という。）は、制限付き一般競争入札においては制限付き一般競争入札に参加できる者として市長の確認通知を受けた者とし、指名競争入札においては市長から当該入札につき、指名通知を受けた者とする。

2 入札参加資格者又は代理人（入札参加資格者から委任を受けた者。）（以下「入札者」という。）は、契約条項、設計図書、仕様書、現場等を熟知して、入札しなければならない。この場合において、設計図書等について質問があるときは、仕様書等に定められた日までに、工事等については文書により、その他については口頭により、担当課の説明を求めることができる。

(工事に係る入札の参加)

第 3 条 制限付き一般競争入札の場合、入札者は、入札会場において入札参加資格確認通知書を係員に提示するものとする。

2 制限付き一般競争入札又は指名競争入札において、主任技術者又は監理技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項に規定する工事の場合は、専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。）を工事現場に配置することができない者は、入札に参加できない。

3 入札者は、工事費内訳書を持参するものとし、入札を執行する者（以下「入札執行者」という。）が提示を求めた場合には、直ちに提示しなければならない。

(入札の辞退)

第 4 条 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札者が入札を辞退しようとするときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式第 1 号）を総務部庶務課若しくは契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出して行う。

3 前項の規定により、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第 5 条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の規律)

第 6 条 入札者でなければ、入札執行の場所に立ち入ることができない。

2 入札開始時刻までに出席していない入札者は、入札に参加できない。

3 入札者は、入札執行について、係員の指示に従わなければならない。

4 入札者は、当該入札に係る開札が終了し、係員の指示があるまで入札執行の場所を離れてはならない。ただし、やむを得ない理由により係員の承諾を得たとき又は第 4 条第 2 項第 2 号に規定する入札辞退届等を提出した者は、この限りでない。

5 入札者は、入札執行の場所（控室を含む。）において、入札執行の妨害となるような言動をしてはならない。この場合において、入札執行者は不正又は妨害の行為があると認められる者の入札は、拒否することができる。

(入札の取りやめ等)

第 7 条 入札執行者は、入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき又は緊急やむを得ない理由により、入札を執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 入札者の数が 2 に達しない場合は、当該入札は中止するものとする。ただし、制限付き一般競争入札においては、入札参加資格を有する者の数が 2 に達しない場合に中止するものとする。

(入札等)

第 8 条 入札書は、所定の様式（様式第 2 号）により、入札年月日、入札参加資格者の氏名（代理人の場合にあつては代理人の氏名も併記）、契約の目的、入札金額等を記入し、押印の上（責任者氏名及び担当者氏名並びに連絡先の記載があるものは除く。）、封筒に入れ封かんし、指定の日時及び場所に入札者が出席して当該入札書を提出しなければならない。ただし、封筒には宛て名、契約の目的、会社名等を記入するものとする。

2 代理人が入札しようとするときは、入札開始前に市長あての委任状を入札執行者に提出しなければならない。

3 入札者は、当該入札において他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

4 入札書は、黒又は青のボールペン等（鉛筆を除く。）で記入するものとする。

5 提出した入札書は、引換え、書換え又は撤回をすることができない。

(入札金額等の記載要領)

第 9 条 契約の際には、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって契約金額とするので、入札者は、次の各号に掲げる要領で金額を記載しなければならない。

- (1) 消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札書の金額欄には、アラビア数字を用い、頭数字の前に¥のマークを記載すること。
 - (3) 入札書の記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、欄外に訂正した者、訂正内容を明示すること。ただし、金額の訂正は認められない。
- (無効な入札)

第 10 条 次に掲げる各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 入札保証金を要する場合において、これを納入しない者又はその金額に不足のある者のした入札
 - (3) 同一人がした二以上の入札
 - (4) 市長が提出を求めた証明書等を提出しなかった者の入札
 - (5) 入札書の金額、氏名、印影（押印しない場合にあっては、責任者氏名及び担当者氏名並びに連絡先）若しくは重要な文字を誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 明らかに連合によると認められる入札（談合の事実が明らかと認められる入札）
 - (7) 代理人で委任状を提出しない者又は二以上の者の代理をした者の入札
 - (8) 前各号に定めるもののほか、丸亀市契約規則（平成 17 年規則第 48 号。以下「規則」という。）又は特に指定した事項に違反した者の入札
- (失格)

第 11 条 次に掲げる各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 次条第 1 項の規定に基づき、再度の入札をする場合において、初回の開札の結果発表した最低入札金額以上の金額で入札をした者
 - (2) 最低制限価格を設けた場合において、開札の結果最低制限価格に満たない金額で入札をした者
 - (3) 第 13 条第 4 項の規定により、契約を締結することが著しく不適當であると認められた金額で入札をした者
- (再度入札)

第 12 条 入札執行者は、初回の入札の結果落札者がいない場合に、直ちに再度入札をする旨の宣言をして入札を行う。この場合において、初回の入札の際に第 10 条各号並びに前条第 2 号の規定に該当する入札をした者は、再度の入札には参加することができない。

2 入札執行回数の限度は、原則として初回の入札及び再度の入札の 2 回とする。

(落札者の決定)

第 13 条 落札者は、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者とする。ただし、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。

2 入札執行者は、落札者が決定した場合に、直ちに口頭で発表する。

- 3 落札となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定する。
- 4 予定価格の範囲内の最低価格の入札があった場合においても、その価格で契約を締結することが著しく不適當であると認められるときは、次に掲げる各号のいずれかによるものとする。
 - (1) 予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができる。
 - (2) 入札執行者は特に必要な場合には、当該入札を保留とした上、丸亀市契約審査委員会の意見を徴し、落札者又は新たな入札執行を決定することができる。

(契約書の提出)

第 14 条 落札者は、当該落札した契約について所定の契約書に記名押印し、落札決定の日から 7 日以内に、工事等に係る契約については着手届と共に総務部庶務課若しくは契約担当者に提出しなければならない。この場合において、工事等の契約に係るこれら以外の諸書類は、当該工事の所管課に提出しなければならない。

(議会の議決に付すべき契約)

第 15 条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年条例第 52 号）の規定により、議会の議決に付すべきものについては、落札決定後仮契約を締結し、丸亀市議会の議決を得た場合において、契約が成立する。

(契約保証金の納付)

第 16 条 落札者は、契約を締結する前に契約保証金を納付しなければならない。

- 2 契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上の額でなければならない。
- 3 契約担当者は、契約金額の増減があった場合は、その増減の割合にしたがって契約保証金を増減することができる。
- 4 契約保証金には利子を付さないものとする。
- 5 契約保証金の納付は、金融機関又は保証事業会社の保証をもって代えることができる。

(契約保証金の減免)

第 17 条 契約担当者は、次に掲げる場合において必要があると認めるときは、前条の規定に関わらず契約保証金を減額又は免除することができる。

- (1) 落札者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 落札者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 指名競争入札又は随意契約を締結する場合において、契約金額が 500 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (4) 規則第 36 条の規定により保証人を立てたとき。
- (5) 市長が特に必要がないと認めたとき。

(工事以外の場合の保証人)

第 18 条 工事以外の契約において、落札者は規則第 36 条の規定により、保証人を立てることができる。

(異議の申立て)

第 19 条 入札者は、入札以後、この心得、設計図書、契約書案、現場等その他入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることができない。

附 則

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は告示の日から施行し、改正後の丸亀市入札心得（電子入札以外の案件用）は令和元年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 6 年 2 月 9 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

丸亀市長 様

入 札 辞 退 届

契約の目的

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

責 任 者 氏 名 担 当 者 氏 名 連 絡 先

(注) 本入札辞退届に係る責任者（当該入札辞退届に係る事務を担当する部門の長をいう。）及び担当者（当該入札辞退届に係る事務を担当する者をいう。）の氏名並びに当該入札辞退届の記載内容を確認するための連絡先は、本入札辞退届に代表者の押印がある場合は記載不要とする。

年 月 日

丸亀市長 様

入札者

入 札 書

丸亀市契約規則及び入札心得、仕様書、図面、その他の入札条項
を承知のうえ、下記のとおり入札します。

記

1 契約の目的

2

						千			円
--	--	--	--	--	--	---	--	--	---

3

責任者氏名
担当者氏名
連 絡 先

(注)

- 1 本入札書に係る責任者（当該入札書に係る事務を担当する部門の長をいう。）及び担当者（当該入札書に係る事務を担当する者をいう。）の氏名並びに当該入札書の記載内容を確認するための連絡先は、本入札書に入札者の押印がある場合は記載不要とする。
- 2 入札金額欄は、アラビア数字で記入し、頭数字の前に¥を付すこと。
- 3 消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。